

議決事項 資料

総合教育会議の運営について
(組織再編に伴う運営要領の改正)

岩手県総合教育会議運営要領の一部を改正する要領（案）

岩手県総合教育会議運営要領（令和元年5月13日岩手県総合教育会議議決）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第4 会議録</p> <p>1 会議録は<u>政策地域部長</u>が作成する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>政策地域部長</u>は、前項の規定により会議録を作成したときは、これを公表する。ただし、法第1条の4第6項ただし書の規定に基づき会議を公開しないこととした間に係る部分については、この限りではない。</p> <p>第5 庶務</p> <p>会議の庶務は、<u>政策地域部学事振興課</u>において処理する。</p>	<p>第4 会議録</p> <p>1 会議録は<u>ふるさと振興部長</u>が作成する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>ふるさと振興部長</u>は、前項の規定により会議録を作成したときは、これを公表する。ただし、法第1条の4第6項ただし書の規定に基づき会議を公開しないこととした間に係る部分については、この限りではない。</p> <p>第5 庶務</p> <p>会議の庶務は、<u>ふるさと振興部学事振興課</u>において処理する。</p>
備考	改正部分は、下線の部分である。

附 則

この要領は、令和2年5月18日から施行する。

【改正後全文】

岩手県総合教育会議運営要領

平成 27 年 4 月 27 日

第 1 趣旨

この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 第 9 項の規定に基づき、岩手県総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 会議の招集等

- 1 知事は、会議を総理し、座長となる。
- 2 知事は、会議を招集するときは、招集の日時及び場所並びに会議に付議する事項をあらかじめ岩手県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に通知する。
- 3 教育委員会は、法第 1 条の 4 第 4 項に基づき、会議の招集を求める場合は、文書をもって行うものとする。

第 3 会議を非公開とする場合の措置

- 1 法第 1 条の 4 第 6 項ただし書の規定に基づき会議を公開しないこととするときは、知事は、一般傍聴人及び知事の指定する者以外の者を退席させるものとする。
- 2 公開しないこととされた会議の議事は、何人も漏らしてはならない。ただし、会議で合意された場合には、公開しないこととされた会議の結果及び内容の全部又は一部を公表することができる。

第 4 会議録

- 1 会議録はふるさと振興部長が作成する。
- 2 会議録に記載する事項は、おおむね次のとおりとする。
 - (1) 開会、閉会等に関する事項
 - (2) 出席した構成員
 - (3) 意見聴取のため出席した者
 - (4) 説明等のため出席した職員
 - (5) 議題及び議事の概要
 - (6) その他知事又は会議において必要と認めた事項
- 3 ふるさと振興部長は、前項の規定により会議録を作成したときは、これを公表する。ただし、法第 1 条の 4 第 6 項ただし書の規定に基づき会議を公開しないこととした間に係る部分については、この限りではない。

第 5 庶務

会議の庶務は、ふるさと振興部学事振興課において処理する。

第 6 雑則

この要領に定めるもののほか、会議運営に関し必要な事項は、知事が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 5 月 13 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 5 月 18 日から施行する。